

1. 2024年度モデル賃金のご紹介
2. マイナ保険証移行に伴う経過措置について
3. 産業別（特定）最低賃金が改定されます（福岡県）
4. 年末年始の休業について

「モデル賃金」とは、標準年齢で学校を卒業後、直ちに入社し、以後標準的に勤務し、昇進して、現在標準的な地位、成績にあたる者の賃金です。なお、ここでいう「モデル賃金」は、所定時間内賃金（月々決まって支給される賃金で、通勤手当、残業・深夜などの時間外手当を除く）としています。

労務行政研究所が、2024年度モデル賃金をまとめたところによりますと（調査対象は、全国証券市場の上場企業3,780社と、上場企業に匹敵する非上場企業1,490社の合計5,720社で、このうち回答のあった201社）、「賃上げ額・率の推移」は図1、「モデル条件別年収および年間定期給与・年間賞与額」は図2の通りです。

【図1】

－円、(%)、％－

年度	所定時間内賃金(円)	平均年齢(歳)	平均勤続(年)	賃上げ額			賃上げ率		
				定期昇給	ベースアップ	合計	定期昇給	ベースアップ	合計
2015	314,919	38.6	14.0	5,038(83.3)	1,010(16.7)	6,090	1.62	0.32	1.97
2016	311,027	39.0	14.2	5,032(85.5)	656(11.5)	5,669	1.64	0.21	1.86
2017	315,508	38.9	13.9	4,943(87.4)	711(12.6)	5,679	1.59	0.23	1.84
2018	300,003	38.1	13.0	4,749(82.2)	1,028(17.8)	5,791	1.63	0.35	1.98
2019	301,002	38.2	12.9	4,998(86.4)	784(13.6)	5,665	1.69	0.26	1.92
2020	302,023	38.2	12.8	4,708(86.5)	734(13.5)	5,301	1.60	0.24	1.79
2021	298,737	38.4	12.9	4,914(92.7)	389(7.3)	5,079	1.67	0.13	1.73
2022	300,056	38.6	12.6	5,096(75.8)	1,628(24.2)	6,644	1.75	0.55	2.29
2023	304,342	38.9	12.8	5,103(49.3)	5,257(50.7)	10,193	1.74	1.76	3.47
<b>2024</b>	<b>311,746</b>	<b>38.8</b>	<b>12.8</b>	<b>5,757(39.3)</b>	<b>8,886(60.7)</b>	<b>14,520</b>	<b>1.94</b>	<b>2.94</b>	<b>4.89</b>

※「定期昇給」「ベースアップ」と「合計」とは集計（回答）企業が一致しないため、「定期昇給」と「ベースアップ」を足しても「合計」とは一致しない。※（）内は「定期昇給+ベースアップ」=100とした時の割合

賃上げは09年度以降、額は5,000円前後でしたが、企業業績の回復や経済界に対する政府の賃上げ要請の影響から、14・15年度は上昇しました。特に15年度について、賃上げ額が6,000円を超えたのは2000年度以来15年ぶりとなりました。一方、海外景気の減速や株価低迷を背景に企業業績が悪化した16年度は15年度を下回り、以降19年度までほぼ水準となりました。19年度以降、コロナ禍の影響もあり21年度まで3年連続で減少しましたが、22年度はコロナ禍の影響が一服したこともあり、15年度以降7年ぶりに6,000円台となりました。23年度は、コロナ禍からの回復が本格的に進み、経済活動が正常化したことや22年度から続く円安等に伴う物価上昇への対応としてベースアップを実施する企業が増えたことから、93年度以降30年ぶりに10,000円を超えました。さらに24年度は、円安等に伴う物価高への対応に加え、小高齢化が進む中で、より優秀な人材を採用したいという思惑から多くの企業が新卒初任給を大幅に上げたこと、また政府による「賃上げ促進税制」の改正による後押しもあり、23年度よりもさらに上昇し、**14,520円**となりました。

【図2】

－百円－

年齢(歳)	扶養家族(人)	大学卒(事・技)				高校卒(事・技)			
		社数(社)	年収	年間定期給与	年間賞与	社数(社)	年収	年間定期給与	年間賞与
18	0					75	24,161	23,340	821
20	0					74	33,872	24,816	9,056
22	0	158	29,058	28,080	978				
25	0	151	41,770	30,420	11,350	73	39,269	28,596	10,673
27	1	146	46,268	33,816	12,452	67	44,222	32,172	12,050
30	2	141	52,433	38,004	14,429	67	49,194	35,916	13,278
35	3	142	61,383	44,232	17,151	62	57,570	41,820	15,750
40	3	131	71,382	50,988	20,394	65	61,869	45,180	16,689
45	3	100	88,241	62,448	25,793	57	69,613	50,076	19,537
50	2	114	96,315	68,076	28,239	31	89,166	63,504	25,662
55	1	103	104,401	72,360	32,041	34	95,502	67,212	28,290
57	1	96	106,462	74,064	32,398	35	95,154	67,284	27,870
59	1	93	104,498	73,440	31,058	32	92,208	65,628	26,580

※空欄部分は調査を行っていない ※年間賞与は23年年末および24年夏季の賞与・一時金を合計したもの

35歳、45歳、55歳以降の年収をそれぞれ昨年度の結果と比較しますと、いずれも賞与は増加し、年間定期給与も55歳がほぼ横ばいであることを除いて増加しています。

労働力人口が減少し、雇用の確保が難しくなっている現在、このようなデータを参考にし、人件費の決定をすることも必要だと思われます。


## 2. マイナ保険証移行に伴う経過措置について

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等で診療を受けていただく際は、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み(以下、マイナ保険証)に移行し、国民の皆さまの保険資格の確認は、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が基本となります。

では、「マイナンバーカードを持っていない」や「保険証の紐づけを行っていない」という方はどうなるのでしょうか。その点に関しても今回、経過措置としてご自身が加入している医療保険者(勤務先や各自治体など)から「資格確認書」が無償で交付され、今までどおり保険診療を受けることができます。これに加えて、ご自身でのマイナ保険証の利用が困難な方(高齢者、障害がある方など)は、申請いただくことで「資格確認書」をするという対応が用意されています。

本号では、この経過措置についての注意点を紹介していきます。

### 資格確認書の発行についての注意点(令和6年12月2日以降)

<b>1. 社会保険新規取得者</b>	<p>令和6年12月2日以降、入社したり、新たに社会保険に加入した場合、マイナ保険証を持っていない方は、必ず社会保険取得手続きの際、資格確認書の発行依頼を同時にしてください。</p> <p>※資格確認書の発行依頼が漏れたとしても、協会けんぽが職権で発行しますが、資格確認書の発行に相当な時間がかかってしまいます(約2か月程度)</p>	
<b>2. 既存加入者</b>	<p>在籍している社員の内、既に社会保険に加入されている方でマイナ保険証を持っていない方は、令和7年9月以降、協会けんぽが職権で発行します。</p>	

上記のように、既存加入者の方に関しては、現行の保険証も暫定的に使用できることから、多少時間がかかったとしても生活に問題はないと思います。しかし、新規で社会保険を取得する方について、資格確認書の発行依頼が漏れてしまうと、資格確認書の発行が遅れ、結果、その方やご家族が安心して生活が送れなくなる可能性があります。これは、会社への信頼感に関わることだと思います。**弊所への手続き連絡の際は、必要に応じて必ず「資格確認書」の必要の有無の記載**をよろしく願いいたします。ご不明な点がございましたら、手続部門までお問い合わせください。

## 3. 産業別(特定)最低賃金が改定されます(福岡県)

令和6年度の福岡県の産業別(特定)最低賃金が以下の表のとおり改定されます。

最低賃金は、特定の産業に従事する労働者が対象である「特定(産業別)最低賃金」と「地域別最低賃金」の2種類があります。特定との両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。※福岡県の地域別最低賃金は992円です(令和6年10月5日適用)。

対象産業	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)	時間額	効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け又は整理の業務に主として従事する者	1,106円	令和6年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 次の業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ) バリ取り、かえり取り又は鑄ばり取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務	1,071円	令和6年12月10日
輸送用機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者	1,081円	令和6年12月10日
百貨店、総合スーパー	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者	1,000円	令和6年12月10日
自動車(新車)小売業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	1,066円	令和6年12月10日

## 4. 年末年始の休業について

当法人の年末年始の業務期間および休業期間は以下を予定しております。ご迷惑をお掛けしますが宜しくお願い申し上げます。

12/27(金)	12/28(土)~1/5(日)	1/6(月)
12時まで営業	休日	通常営業